

株式会社フローイング競争的資金等の適正管理に関する規程

(目的)

第1条 株式会社フローイング(以下「当社」という。)の競争的資金等(以下「競争的資金等」という。)に係る適正な運営及び管理並びにそれらに関するコンプライアンス教育(以下「コンプライアンス教育」という。)に必要な事項を定め、当社の説明責任を果たすことを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「競争的資金等」とは国、独立行政法人、地方公共団体等から配分される競争資金を中心とした公募型の研究資金をいう。

2 この規程において「不正使用」とは故意又は重大な過失により競争的資金等の適正な運営及び管理に関する関係法令、配分機関(当社に競争的資金等を配分する機関をいう。以下同じ。)の定める規程等又は当社の諸規定に違反して競争資金等を使用することをいう。

3 この規程において「従業員等」とは、当社の役員、従業員その他競争的資金等の運営及び管理に関わるすべての者をいう。

(責任体系)

第3条 最高管理責任者を社長とする。最高管理責任者は競争的資金等に係る不正防止対策の基本方針を策定し従業員に周知するとともに統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って競争的資金等の適正な運営及び管理並びにコンプライアンス教育が行えるように取組まなければならない。

2 統括管理責任者を総務責任者とする。統括管理責任者は最高管理責任者を補佐し、競争的資金等の適正な運営及び管理を行う。

3 コンプライアンス推進責任者を総務責任者とする。コンプライアンス推進責任者は競争的資金等に係る不正防止対策の実施、コンプライアンス教育の実施、競争的資金等の適正な管理及び執行などの管理監督及び改善指導の業務を行う。

(不正防止計画の体制)

第4条 統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者で不正防止計画推進班とする。

不正防止計画推進班は競争的資金等の適正な運営及び管理の実態並びにコンプライアンス教育の実地状況の把握及び検証、不正防止計画の策定、推進及び検証、改善、競争的資金等の不正使用発生要因に対する改善策を講じること。

(不正防止計画の実施等)

第5条 不正防止計画推進班は不正防止計画を実施し、その実施状況を事業年度ごとに最高管理責任者に報告する。

(監査)

第 6 条 最高管理責任者は競争的資金等の適正な運営、管理、コンプライアンス教育の実施に係る取組状況を監査する。

(相談窓口)

第 7 条 相談窓口は、総務部とする。

2 総務部は、事前又は事後の相談を受け付ける。

(申立窓口)

第 8 条 当社における競争的資金等の不正使用に関する社内外からの申立に対応するため、申立窓口は総務部とする。

2 競争的資金等の不正使用に関する申立を行う者(以下「申立者」という。)は、当該申立を行う際は顕名又は匿名のいずれでもよいものとし、競争的資金等の不正使用を行った者の氏名又は個人若しくは団体が特定できる名称及び当該通報の客観的かつ合理的な根拠を明らかにしなければならない。

3 総務部は、申立を受けた場合は、速やかに最高管理責任者に報告するものとする。

4 最高管理責任者は、前項の報告を受けた場合、申立の受付から 30 日以内に、告発等の内容の合理性を確認し調査の可否を判断するとともに、配分機関に報告しなければならない。また、調査が必要となった場合、不正調査委員会を設置し、事実関係の調査にあたらなければならない。

5 報道や会計監査院等の外部機関からの指摘による場合も同様の扱いとする。

(守秘義務)

第 9 条 相談窓口及び申立窓口の従業員等、競争的資金等の不正使用に係る調査に関係した者その他従業員等は、業務上知ることのできた秘密を他に漏らしてはならない。

(不正調査委員会)

第 10 条 不正調査委員会の委員は、代表取締役 総務責任者及び当社職員以外の第三者をもって充てる。

2 前項に規程する委員は、告発者、被告発者と直接の利害関係を有しない者とし、そのうち当社従業員以外の委員の数は、委員の総数の半数以上とする。

(委員長)

第 11 条 委員長は、前条の委員のうち代表取締役をもって充てる。

(委員以外の出席)

第 12 条 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の当社に属さない第三者の出席を

求め意見を聴くことができる。ただし、その者は当社及び申立者、被申立者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。

(調査)

第 13 条 最高管理責任者は、第 4 条第 3 項の報告又は通知があった場合は、当該報告又は通知に係る競争的資金等の不正使用に関し必要な調査を行うものとする。

2 不正調査委員会は不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額について調査する。

(認定)

第 14 条 不正調査委員会は、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について認定する。

(調査中における一時的執行の停止)

第 15 条 不正調査委員会は、被告発者が所属する配分機関が必要と判断した場合、被告発者の調査対象となっている者に対し、調査対象制度の研究費の使用の停止を命ずることができる。

(配分機関への報告及び調査への協力等)

第 16 条 委員長は、調査の実施に際し、調査方法、調査対象及び方法等について配分機関に報告し、又は協議しなければならない。

2 告発等の受付から 210 日以内に、調査の結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出する。期限までに調査が完了していない場合は、中間報告でも可とする。

3 調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合は、速やかに認定し、配分機関に報告する。

4 配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても進捗状況報告及び調査の中間報告を提出する。

5 当該事案にかかる資料の提出または、閲覧、現地調査には、正当な理由がある場合を除き、応じなければならない。

(不正行為の疑惑への説明責任)

第 17 条 不正調査委員会による調査において、被申立者が申立内容を否認する場合には、証拠となる資料、関係書類等を示して説明しなければならない。

(懲戒等)

第 18 条 従業員等が競争的資金等の不正使用を行った場合は、当社の規程に基づき、懲戒し、懲戒の量定に相当する量定を認定し、又は訓告等を行うことができる。

2 前項は前項の従業員等を監督する立場の者についても同様とする。

(法的措置)

第 19 条 従業員等が競争的資金等の不正使用を行った場合は、当該従業員に対し、当社に生じた損害を賠償させるとともに、必要に応じて民事上又は刑事上の法的措置を執ることができる。

(調査結果の公表)

第 20 条 従業員等が競争的資金等の不正使用が行った場合は、最高管理責任者は、不正使用に関与した者の氏名・所属、不正使用の内容、不正使用に対して行った措置の内容、調査を行った者の氏名・所属及び調査の方法・手順を公表するものとする。ただし、最高管理責任者が非公表とすることにつき合理的な理由があると認める場合は、不正使用に関与した者の氏名・所属等を非公表とすることができる。

(不服申立て)

第 21 条 不正行為と認定された被申立者又は悪意に基づくものと認定された申立者（被申立者の不服申立てによる再調査の結果、悪意に基づく申立てをしたものと認定された者を含む。以下同じ。）は、窓口を通じ、最高管理責任者に対して不服申立てを行うことができる。

2 前項の規定にかかわらず、不服申立ての趣旨が不正調査委員会の構成等、その公平性に係るものであるときは、その理由を付して最高管理責任者に対して不服申立てを行わなければならない。

3 最高管理責任者は、前項の不服申立てがあった場合は、不服申立ての対象となった不正調査委員会委員に代えて、他の者を委員とすることができる。

4 統括管理責任者は、不服申立てがあった場合は、不正調査委員会において、当該不服申立ての審査を行う。

5 不正調査委員会は、不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、当該事案の再調査を行うか否かを速やかに決定する。

6 再調査を開始した場合は、当該事案の速やかな解決に向けて、該申立者に、先の調査結果を覆すに足る資料の提出等、再調査に協力することを求める。ただし、その協力が得ら

れないときは、再調査を行わず、審査を打ち切ることができる。

(不正行為が認められなかった場合の措置)

第 22 条 最高管理責任者は、不正行為が認定されなかった者については、その名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講じるとともに、競争的資金等の支出の停止を解除する。

(関係機関への通知)

第 23 条 最高管理責任者は、第 4 条第 4 項に規定する調査を開始したとき、研究活動上の不正行為として認定されたとき、その他必要の都度、配分機関に対し、当該不正行為の内容、調査結果、是正措置、処分内容等について通知する。

(雑則)

第 24 条 この規定に定めるもののほか、競争的資金等の適正な運営及びコンプライアンス教育の実施に関し必要な事項は最高管理責任者が定める。

附 則

この規程は、令和 4 年 11 月 1 日より施行する。